

『フィンランド若者法』（試訳）

津 富 宏

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第12巻第1号（2013年9月）抜刷

【翻 訳】

『フィンランド若者法』（試訳）

津 富 宏

訳出に当たって

ヨーロッパの若者政策をリードする北欧の一角を占めるフィンランドは、いわゆる「ユニバーサル（平等主義的）」な若者政策で知られている。そこで、その若者政策の根幹を示す、2006年若者法（The Youth Act (72/2006)）の試訳を行った。同法は、フィンランド語あるいはスウェーデン語（この二つの言語がフィンランドの公用語）で書かれたものだが、フィンランド教育省によって英語での非公式訳が提供されており、今回の翻訳が可能となった。ただし、翻訳者が、フィンランド法、そもそも、法学の専門家ではないので、今回の翻訳は試訳にとどまるものである。

なお、本資料の下訳を行ったのは、フィンランド・ヘルシンキのユースセンターでインターンシップを行った、山本晃史君（静岡県立大学国際関係学部4年）である。彼の海外における経験と本法を訳出しようとした意欲に尊敬の念を表す。

同法は2006年にフィンランド教育省が発表した、Youth Work and Youth Policy: Fact Sheets - Youthという文書にも含まれている。¹ フィンランド若者法が、同国の若者政策においてどのような役割を果たしているかを知り、そして、同国の若者政策の概観をするについては、同文書を読むことをお勧めする。なお、同法にも書かれているように、フィンランドでは、国に対して、若者政策発展プログラムの策定が4年に1度求められている。現在のより詳細な若者政策の展開については、現行のプログラムであるChild and Youth Policy Programme 2012-2015を参照されたい。²

さて、フィンランド若者法の訳出にはいくつかの意義があるが、そのうち二つについて指摘したい。第一に、グローバル化が進むなか若者の社会的排除が進行し、若者の社会参加の促進が多くで国で課題となっているが、社会参加を促進するに当たって、それを権利として位置づけるアプローチは、一つの重要な選択肢であるが、ヨーロッ

1 http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Youth/Finland/Finland_YOUTH_WORK_AND_YOUTH_POLICY.pdf

2 http://www.minedu.fi/export/sites/default/OPM/Julkaisut/2012/liitteet/OKM_8.pdf?lang=en

パの中でも、フィンランドの若者政策は、若者の人権という「ユニバーサル」な根拠に基づいて展開されていることで知られており、その根拠法であるフィンランド若者法の訳出には意義があると考えられる。

具体的には、フィンランド若者法は、その第一条において、その目的を、「若者の成長と自立を援助すること、若者の積極的シチズンシップとエンパワメントを促進すること、若者の成長と生活環境を改善すること」とし、その目的の実現は、「共同性、連帯、公平と平等、多文化主義と国際主義、健康的な生活、生命と環境の尊重に基づいている」とする。目を引くのは、若者を権利主体として取り扱い、その主体的社会参加（積極的シチズンシップ）と、そのためのエンパワメントを目的として掲げていることである。この理念は、第八条（若者の参加）にも明瞭に引き継がれ、「若者には、地方及び地域のユースワーク並びに若者政策に関する事項の取扱いに参加する機会が与えられなければならない。さらに、若者は、彼らに関わる事項について意見を聞かれなければならない」と規定されている。

一方、わが国の子ども・若者育成支援推進法は、その目的（第一条）において、「子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ…」として、子ども・若者支援を本人の権利保障のためではなく、社会の発展のために位置づけ、若者の参加についても、若者の権利としての規定はなく「国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする」（第十二条）と、国を主体とした表現にとどめている。

以上のとおり、フィンランド若者法の翻訳は、若者の社会参加に当たっての、本人主体（権利志向）アプローチと、本人客体アプローチの対比を明らかにするために有意義である。

第二に、フィンランド若者法は、地方分権の進んだ北欧諸国において、若者政策が、国と地方によって、どのように役割分担されているかを教えてくれる。

フィンランド若者法は、第七条第一項において「ユースワーク及び若者政策は、地方自治体の所掌事項の一部である。ユースワークの実施は、地方自治体、若者団体、ユースワークを行うその他の組織の責任であるべきである。また、ユースサービスは、地方自治体同士の協力によって提供することができる」として地方自治体の責務を定めつつ、それを支えるものとして、第三条第一項において「教育省は、ユースワークと若者政策の全般的発展について責任を負わなければならない」、同条第二項において「州行政機関は、ユースワークと若者政策に関する事項を所掌する、地域レベルの担当機関でなければならない。教育省は、州行政機関とともに、州のユースサービスの成果目標を設定しなければならない」等として、国と州の責務を定めている。国の責務は主として、第四条に定める「若者政策発展プログラム」の策定、第五条に定める「若者問題に関する諮問会議」及び第六条に定める「評価・補助金委員会」の運用、

『フィンランド若者法』(試訳)

そして、とりわけ、第四章に定める地方自治体に対する交付金及び若者組織等に対する補助金である。いまだ意図的かつ秩序立った「若者政策」が十分に存在しているとは言いがたいわが国にとって、フィンランド若者法の訳出はこの側面からも意義があると考えられる。

フィンランド若者法の構成は以下のとおりである。

第一章 一般規定

第一条 (目的)

第二条 (定義)

第二章 国のユースワークと若者政策

第三条 (発展と協力)

第四条 (若者政策発展プログラム)

第五条 (若者問題に関する諮問会議)

第六条 (評価・補助金委員会)

第三章 地方のユースワーク及び若者政策

第七条 (ユースワーク及び若者政策の発展と実施)

第八条 (若者の参加)

第四章 政府の財政援助

第九条 (地方自治体に対する政府交付金)

第十条 (若者組織及びユースワーク組織のための国の補助金)

第十一条 (ユースワークを行う組織に対する国の補助金)

第十二条 (国立ユースセンターに対する国の補助金)

第十三条 (その他の国の補助金)

第五章 雑則

第十四条 (国の補助金の管轄機関)

第十五条 (法の定める国の援助と任意の補助金の財政負担)

第十六条 (任意の政府交付金に対するこの法律の適用)

第六章 施行と移行規定

第十七条 (施行)

第十八条 (移行規定)

原資料の書誌情報は以下のとおりである。

資料名 Youth Act (72/2006)

著者・発行者 Ministry of Education, Finland (フィンランド教育省)

発行年 2006 年

出典 http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Youth/Finland/Finland_Youth_Act_amended_2010.pdf
訳稿を以下に示す。

若者法 (72/2006)

第一章 一般規定

(目的)

第一条

- 一 この法律の目的は、若者の成長と自立を援助すること、若者の積極的シチズンシップとエンパワメントを促進すること及び若者の成長と生活環境を改善することである。
- 二 この目的の実現は、共同性、連帯、公平と平等、多文化主義と国際主義、健康的な生活及び生命と環境の尊重に基づいている。

(定義)

第二条

一 この法律において

- (1) 若者とは、二十九歳未満の者を意味する。
- (2) 積極的シチズンシップとは、市民社会における、若者による目的志向の活動を意味する。
- (3) 社会的エンパワメントとは、若者を対象とする、生活管理スキルを改善し排除を防止することと目指す手段を意味する。
- (4) ユースワークとは、若者の余暇時間における積極的シチズンシップの促進、若者のエンパワメント、若者の成長と自立の支援、世代間の相互作用を意味する。
- (5) 若者政策とは、若者の成長と生活環境を向上させることを意味する。
- (6) 全国的若者組織とは、この法律の目的を実現し、その活動が全国に及ぶ登録団体を意味する。
- (7) 全国的ユースワークサービス組織とは、その主たる目的がユースワークの全般的改良を目指すサービスを生み出すことである、登録団体を意味する。
- (8) ユースワークを行う組織とは、その活動の少なくとも一部がユースワークから成り、そのユースワークの範囲が全国的若者組織の活動に匹敵する登録団体あるいはその他の組織を意味する。

第二章 国のユースワークと若者政策

『フィンランド若者法』(試訳)

(発展と協力)

第三条

- 一 教育省は、ユースワークと若者政策の全般的発展について責任を負わなければならない。
- 二 州行政機関は、ユースワークと若者政策に関する事項を所掌する、地域レベルの担当機関でなければならない。教育省は、州行政機関とともに、州のユースサービスの成果目標を設定しなければならない。
- 三 教育省は国レベルにおいて、州行政府は地域レベルにおいて、若者政策を調整する責任を負わなければならない。

(若者政策発展プログラム)

第四条

- 一 政府は、四年に一度、若者政策発展プログラムを策定しなければならない。発展プログラムは、若者政策に関する国の目標を含まなければならない。地域レベル及び地方レベルにおける若者政策プログラムのためのガイドラインを提供しなければならない。発展プログラムはニーズに従って修正されなければならない。
- 二 発展プログラムは、教育省が関係省庁とともに策定しなければならない。策定に当たり、各省庁は、ユースワーク及び若者政策における、主要な利害関係者の声を聴かななければならない。
- 三 発展プログラムに関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

(若者問題に関する諮問会議)

第五条

- 一 ユースワーク及び若者政策に関する専門家集団としての役割を果たすために、政府が任命する、若者問題に関する諮問会議が設置されなければならない。同会議は、教育省に付設される。同会議には、協議事項の事前準備のための小委員会を設けることができる。
- 二 諮問会議の任務は、以下のとおりでなければならない。
 - (1) 発展プログラムに含むべき事項について教育省に対し意見を提出すること及び若者政策発展プログラムの実施について毎年点検すること。
 - (2) 若者に関するプログラムと手段について提案を行うこと。
 - (3) 若者と彼らの生活条件についての最新の情報を産出すること。
- 三 諮問会議に関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

(評価・補助金委員会)

第六条

- 一 全国的若者組織及び全国的ユースワーク組織に関する事項について、教育省は、政府によって任命された評価・補助金委員会による援助を受けなければならない。同委員会は、そのメンバーの中から、協議事項の事前準備のための小委員会を設けることができる。
- 二 同委員会の任務は、以下のとおりでなければならない。
 - (1) 全国的若者組織及び全国的ユースワークサービス組織に対する国の補助金の分配について毎年教育省に提案すること。
 - (2) 補助金申請に関する全国的若者組織及び全国的ユースワークサービス組織の適格性について教育省に対し毎年意見を述べること。
 - (3) ユースワークを行う組織への補助金の分配について意見を毎年提出すること。
 - (4) 教育省の依頼により補助金を受けている組織の活動を評価すること。
- 三 委員会に関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

第三章 地方のユースワーク及び若者政策

(ユースワーク及び若者政策の発展と実施)

第七条

- 一 ユースワーク及び若者政策は、地方自治体の所掌事項の一部である。ユースワークの実施は、地方自治体、若者団体、ユースワークを行うその他の組織の責任であるべきである。また、ユースサービスは、地方自治体同士の協力によって提供することができる。
- 二 地方のユースワーク及び若者政策は、若者に対する教育的指導、施設と趣味の機会、情報提供と助言サービス、若者団体とその他の若者グループへの援助、若者のスポーツ・文化・国際・多文化活動、若者の環境教育及び、必要であれば、地方の状況とニーズに応じた、若者ワークショップサービスあるいはその他の形態の活動から成る。
- 三 ユースワーク及び若者政策は、地方自治体並びに若者、若者団体及びユースワークを行うその他の組織との、多職種の専門家の協働として実施されなければならない。

(若者の参加)

第八条

- 一 若者には、地方及び地域のユースワーク並びに若者政策に関する事項の取扱いに参加する機会が与えられなければならない。さらに、若者は、彼らに関わる事項について意見を聞かれなければならない。

『フィンランド若者法』(試訳)

第四章 政府の財政援助

(地方自治体に対する政府交付金)

第九条

- 一 政府交付金は、教育と文化の財政負担に関する法律 (the Act on the Financing of Education and Culture (635/1998)) で規定されているとおり、この法律の運用に関わって生じる費用について、地方自治体に対して交付されなければならない。この国家補助は、第七条に定める活動のために使われなければならない。

(若者組織及びユースワーク組織のための国の補助金)

第十条

- 一 国家予算には、毎年、全国的若者組織及び全国的ユースワークサービス組織に対する、一般的補助金として配分される歳出を含むことができる。全国的若者組織は、受け取った補助金を、登録された、その地方組織の活動のために分配することができる。また、全国的若者組織は、特定の目的のために、その地方団体に、特別な補助金を分配することができる。一般的補助金は、その主たるミッションが、教育、研究あるいは、それに類似する単一の領域における研究を促進することである若者組織には分配してはならない。一般的補助金は、主に労働組合運動を促進している若者組織にも分配してはならない。
- 二 その活動ないし補助金が別個の法令によって定められている、あるいは、国家予算において用途指定された歳出から補助金を得ている組織は、この法律における一般的補助金を得る権利を有してはならない。
- 三 国家的若者組織及びその地方組織に対する補助金は成果をもとに分配されなければならない。成果の基準は、活動の質、範囲、費用対効果でなければならない。補助金の分配に当たっては、活動の社会的妥当性と補助金の必要性を考慮しなければならない。
- 四 営利活動に要する費用は、認容可能な支出に算入してはならない。
- 五 教育省は、本条における補助金を得る権利を有する組織を認証しなければならない。
- 六 成果の基準、認容可能な支出、補助金を得る資格を有する組織を認証するための手続きをはじめ、補助金の根拠に関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

(ユースワークを行う組織に対する国の補助金)

第十一条

- 一 ユースワークを行う組織への一般的補助金のための歳出は、毎年、国家予算に含

むことができる。補助金の分配は、第十条第二項及び第三項を根拠とする。

二 補助金の基準に関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

(国立ユースセンターに対する国の補助金)

第十二条

一 国立ユースセンターの運営と建設に割り当てられる補助金のための歳出は、毎年、国家予算に含むことができる。運営のための補助金は、若者による利用度及びセンターの運用方針によって決定される成果に、主として基づかなければならない。ただし、活動を開始するセンターについては、補助金を推定額に基づいて与えることができる。

二 センターは、この法律を支える目的及び原則を実行し、非営利で活動しなければならない。センターが得た利益は、センター及びセンターのサービスの発展に用いなければならない。教育省は、この法律の定める補助金を得ることができるセンターを、申請に基づき、認証しなければならない。

三 センターを認証する基準及びセンターの運営と財務の組織に関する詳細規定は、政令によって制定しなければならない。

(その他の国の補助金)

第十三条

一 若者政策の研究、国際的な若者協力、施設の建設、改修及び装備並びにユースワークの発展のための歳出は、国家予算に含むことができる。

第五章 雑則

(国の補助金の管轄機関)

第十四条

一 この法律に述べる事項に関する、国の補助金の管轄機関は、教育省でなければならない。

二 教育省は、予算上の補助金の歳出を交付して、州行政機関に分配させることができる。

(法の定める国の援助と任意の補助金の財政負担)

第十五条

一 この法律に述べる、政府交付金と国の補助金は、主として国の宝くじと賭博の利益から分配されなければならない。

『フィンランド若者法』(試訳)

(任意の政府交付金に対するこの法律の適用)

第十六条

- 一 第十条から第十三条に述べる国の補助金には、任意の政府交付金に関する法律 (the Act on Discretionary Government Transfers (688/2001)) の第十条から第十三条の規定を準用する。

第六章 施行と移行規定

(施行)

第十七条

- 一 この法律は、2006年3月1日から施行される。ただし、第十条及び第十一条は2007年1月1日から施行される。
- 二 この法律は、1995年2月24日ユースワーク法 (the Youth Work Act of 24 February 1995 (235/1995)) 及び以降に行われた同法の改正を無効にする。ただし、無効となる同法の第八条については、2006年末日まで有効である。
- 三 この法律の実施に必要な措置は、この法律の施行前に講ずることができる。

(移行規定)

第十八条

- 一 この法律が施行されるより前に任命された若者問題に関する諮問会議と若者組織補助金委員会は、任期末まで活動し続けなければならない。
- 二 この法律が施行されるより前に補助金の承認を受けた若者組織とユースワークサービス組織は、教育省がその決定について修正ないし取消をしない限り、2006年末までその権利を保たなければならない。
- 三 この法律が施行されるより前に補助金の承認を受けた国立ユースセンターは、この法律の施行時点においてその権利を保たなければならない。